

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示 新旧対照条文

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表 1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)		改 正 後					改 正 前				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
1～4 (略)	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	5-1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)	
5-2	(略)	一戸建て	等級 (1、	一次エネ	一次エネルギー	5-2	一戸建て	等級 (1、	一次エネ	一次エネルギー	
				(略)	(略)				(略)	(略)	

一次エネルギー消費等級	の住宅又は共同住宅等	4又は5)による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位をMJ/㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。	エネルギー消費等級	エネルギー消費量の削減のための対策の程度	等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定に
一次エネルギー消費等級	の住宅又は共同住宅等	4又は5)による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位をMJ/㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。	エネルギー消費等級	エネルギー消費量の削減のための対策の程度	等級5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第10条第1項の規定に

					等級 1	その他	よりもとめられたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

						等級 1	その他	よりもとめられたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
6～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

別表 2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査により認められる劣化等の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



	<p>1によるときはその理由を併せて明示する。また、等級5にあつては、床面積当たり的一次エネルギー消費量(単位をMJ/㎡・年)とする。( )を併せて明示することができ</p>	<p>に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、<u>基準省令第12条第1項</u></p>	<p>、等級5にあつては、床面積当たりの一次エネルギー消費量(単位をMJ/㎡・年)とする。)を併せて明示することができる。</p>	<p>に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、<u>基準省令第10条第1項</u></p>
--	---	--	---	--

						規定により もとめられ たものにあ るものに限 る。)に相 当する程度 )が講じら れている
				等級 4	(略)	
				等級 3	(略)	
				等級 1	(略)	
6、7、 9及び10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

  

						規定により もとめられ たものにあ るものに限 る。)に相 当する程度 )が講じら れている
				等級 4	(略)	
				等級 3	(略)	
				等級 1	(略)	
6、7、 9及び10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)